

米子工業高等専門学校学業成績の評価及び 課程修了の認定に関する内規（本科生）

（履修義務）

第1条 履修する授業科目（以下「科目」という。）は放棄を認めず、すべて課程修了認定の対象とする。

（学業成績の評価）

第2条 学業成績は、総合評価（定期・中間試験その他の試験のほか、出席状況、学習態度、演習の成果等を総合的に判定した評価）とする。学年中途の成績についても、これに準じて評価し、欠課時数とともに学年始めからの総計とする。

2 学業成績は、優・良・可・不可の評語で評価し、科目担当教員が、その科目の評価を表示する場合（以下「評価点」という。）は、100点法によるものとし、次の区分とする。

評 語	評 価 点
優	80 点以上
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満
不 可	60 点未満

3 校外実習の学業成績の評価は、前2項の規定にかかわらず、合格又は不合格とする。

4 米子工業高等専門学校高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則（以下「高専以外の学修等規則」という。）第4条第2項の規定により単位の認定を受けた科目の学業成績の評価は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、合格とする。

5 追認試験で合格と認定された未修得科目の学業成績の評価は、可（60点）とする。

（学業成績の評価をしない科目）

第3条 欠課時数が年間授業時数の5分の1を超える科目。この場合、学業成績は評価しないものとし、欠課時数のみを表示する。

（特別に学修成績の評価ができる科目）

第4条 欠課時数が、年間授業時数の5分の1を超え3分の1以下の科目で、病気その他の理由（診断書等添付）により、やむを得ないと認定会議で認められたものについては、前条の規定にかかわらず、科目担当教員（非常勤講師の担当する科目は、当該非常勤講師の委任を受けて、各教科代表又は学科長等が代行する。）が、学業成績の評価をする。

ただし、長期にわたる病気による欠課時数が、年間授業時数の3分の1を超える科目であっても、特別な状況にあると認定会議で認められたものについては、学業成績の評価をすることができる。

（試験）

第5条 定期試験は、前期末及び学年末試験とし、年間各1回行う。その他の試験は、随時行うものとする。

2 平素の成績で学業成績を評価できる科目については、試験を行わないことがある。

(追試験)

第6条 試験に欠席した者で、忌引、特別欠席・欠課及び病気その他の理由により、やむを得ないと認められる場合には、追試験を行うことがある。

(再試験)

第7条 試験の結果、必要と認められる科目については、再試験を行うことがある。

(追認試験)

第8条 試験によって再評価できる科目については、不可の科目の追認試験を行うことがある。

(試験中の不正行為)

第9条 試験中不正行為を行った者に対しては、その時間以降の受験を停止するとともに、当該試験期間中の全科目の試験を0点とする。

(修得科目)

第10条 次の各号の一に該当する科目は、修得科目とし、所定の単位を認める。

- (1) 学業成績が、可以上の科目
- (2) 第2条第3項の規定により、合格と評価された校外実習
- (3) 第2条第5項で合格と認定された科目
- (4) 第4条で可以上と認定された科目
- (5) 高専以外の学修等規則第4条第2項の規定により、単位の認定を受けた科目

(課程修了の認定)

第11条 学年の課程修了の認定は、認定会議に付し校長が行う。

2 次の各号の一に該当する者は、原則として課程の修了を認めない。

- (1) 評価しない科目のある者
- (2) 次の表の学年に対応する単位を修得できなかった者

学 年	単 位 数
1 学年	27 以上 (うち一般科目 20 以上)
2 学年	61 以上 (うち一般科目 46 以上, 専門科目 5 以上)
3 学年	95 以上 (うち一般科目 61 以上, 専門科目 24 以上)
4 学年	130 以上 (うち一般科目 70 以上, 専門科目 50 以上)
5 学年	167 以上 (うち一般科目 75 以上, 専門科目 82 以上)

(3) 欠課時数(学校行事・特別活動の欠課時数を含む。)を1日7時間の割で換算した日数が、出席すべき日数の5分の1を超える者

ただし、病気その他の理由により、やむを得ないと認定会議で認められた場合にあつては、3分の1を超える者(長期にわたる病気による欠席日数が、3分の1を超える場合であっても、特別な状況にあると認定会議で認められた者を除く。)

(4) 特別活動の欠課時数が年間授業時数の5分の1を超える者

ただし、病気その他の理由により、やむを得ないと認定会議で認められた場合にあっては、3分の1を超える者（長期にわたる病気による欠席日数が、3分の1を超える場合であっても、特別な状況にあると認定会議で認められた者を除く。）

(5) 学校行事への参加が著しく不良の者

(6) 5学年で必修得科目の単位を修得できなかった者

(留年、退学)

第12条 課程修了を認められない者は、原学年にとどめる。

2 休学による場合を除き、引き続き2回又は通算3回原学年にとどまる者は、学則第45条の規定により退学しなければならない。

(学生の席次)

第13条 学生の学級毎の席次は、第2条第2項の100点法による評価点の合計で示し、卒業研究の評価点は加えない。

2 第4条で学業成績の評価が決定した場合は、他の学生の席次は変更せず、当該学生はその学業成績に相当する席次で示す。

(指導要録等への記載方法)

第14条 卒業又は退学した学生に不可の科目があるときは、指導要録は「履修」と記載する。成績証明書も同様とする。

(雑則)

第15条 この内規に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (記 載 省 略)